ROTARY INTERNATIONAL

2011年11月15日

第1ゾーン内ロータリー・クラブ各位

拝啓

国際ロータリー理事指名委員会の報告

RI細則第12.020節の規定に準拠し、第1ゾーン理事指名委員会は、日本国埼玉県、浦和東ロータリー・クラブ会員、北 清治氏を、2013-2015年度RI理事として指名したことを証明する報告を提出しました。北氏は、理事として選挙された際には、理事を務める意思があり、務めることができる旨を表明されました。

国際ロータリー会長は、2012年1月1日、貴ゾーン内の他の有資格ロータリアンの氏名が対抗候補者として同日までに正式に提出されない限り、北氏を唯一人の理事ノミニーとして、正式に宣言することになります。ゾーン内のクラブが対抗候補者を提出するためには、理事指名委員会へ既に候補者として提出されていたロータリアンを対抗候補者として再び提出することをクラブの例会で採択し、クラブ会長または幹事が署名した決議文を地区ガバナーへ提出しなければなりません。ガバナーは、地区大会または郵便投票により、地区内クラブが対抗候補者を提出することに同意するか否かについて問います。地区内クラブの過半数が同意した場合、地区ガバナーは、2012年1月1日までに事務総長のもとに届くように、対抗候補者の氏名とすべての同意書を提出します。決議とすべての同意書は、2012年1月1日までに、事務総長まで届けられなければなりません。手続の不完全な対抗候補者の提出、もしくは1月1日を過ぎて届けられた決議および同意書は、考慮されませんのでご留意ください。その後、指名委員会選出のノミニーに加え、提出された対抗候補者の氏名を記載した投票用紙が作成され、2012年1月31日までに、貴ゾーン内全クラブへ発送されます。

RI細則第10.060.節に、次の通り規定されていることにご留意ください。

> 「ロータリアンは、選挙によって任命されるRIの役職に就くために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行ってはならないし、自分の代わりの人に、または他の人の代わりにこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物、書状その他（電子メディアや電子通信手段を含む）を、クラブまたはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはこれに代わる他の人々が配布もしくは回覧してはならない…」

候補者あるいは候補者に代わって他の者が当選を図るために、認められていない不当な選挙運動を行った場合、それは細則の規定に違反することであり、候補者は失格と見なされることになります。RI理事会は、この規定を厳守する方針であります。

敬具

ジョン・ヒューコ
事務総長

AB/blr

One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois
60201-3698 USA
tel 847.866.3000
fax 847.328.8554
www.rotary.org